

平成 27 年

第 2 回可児市議会定例会議案

平成27年 2 月23日

目 次

議案第 2 号	平成27年度可児市一般会計予算について	1
議案第 3 号	平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について	1
議案第 4 号	平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について	2
議案第 5 号	平成27年度可児市介護保険特別会計予算について	2
議案第 6 号	平成27年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について	3
議案第 7 号	平成27年度可児市公共下水道事業特別会計予算について	3
議案第 8 号	平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について	4
議案第 9 号	平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について	4
議案第10号	平成27年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について	5
議案第11号	平成27年度可児市土田財産区特別会計予算について	5
議案第12号	平成27年度可児市北姫財産区特別会計予算について	6
議案第13号	平成27年度可児市平牧財産区特別会計予算について	6
議案第14号	平成27年度可児市二野財産区特別会計予算について	7
議案第15号	平成27年度可児市大森財産区特別会計予算について	7
議案第16号	平成27年度可児市水道事業会計予算について	8
議案第17号	平成26年度可児市一般会計補正予算（第6号）について	9
議案第18号	平成26年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	9
議案第19号	平成26年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	10
議案第20号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	11
議案第21号	可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第22号	可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第23号	可児市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	24
議案第24号	可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案第25号	可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第26号	可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第27号	可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第28号	可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について	45
議案第29号	可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	48

議案第30号	可児市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第31号	人権擁護委員候補者の推薦について	53
議案第32号	訴えの提起について	54
議案第33号	訴えの提起について	55
議案第34号	可児市土地開発公社定款の変更について	56
議案第35号	市道路線の認定について	58

議案第 2 号

平成27年度可児市一般会計予算について

平成27年度可児市一般会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 3 号

平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について

平成27年度可児市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第4号

平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について

平成27年度可児市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第5号

平成27年度可児市介護保険特別会計予算について

平成27年度可児市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 6 号

平成27年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について

平成27年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 7 号

平成27年度可児市公共下水道事業特別会計予算について

平成27年度可児市公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 8 号

平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

平成27年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 9 号

平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について

平成27年度可児市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第10号

平成27年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算について

平成27年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第11号

平成27年度可児市土田財産区特別会計予算について

平成27年度可児市土田財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第12号

平成27年度可児市北姫財産区特別会計予算について

平成27年度可児市北姫財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第13号

平成27年度可児市平牧財産区特別会計予算について

平成27年度可児市平牧財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第14号

平成27年度可児市二野財産区特別会計予算について

平成27年度可児市二野財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第15号

平成27年度可児市大森財産区特別会計予算について

平成27年度可児市大森財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第16号

平成27年度可児市水道事業会計予算について

平成27年度可児市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第17号

平成26年度可児市一般会計補正予算（第6号）について

平成26年度可児市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第18号

平成26年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

平成26年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第19号

平成26年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

平成26年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

議案第20号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第1条 可児市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和36年可児町条例第2号)は、廃止する。

(可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和57年可児市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第2条、第4条関係)			別表第1(第2条、第4条関係)		
職区分	報酬額	(略)	職区分	報酬額	(略)
教育委員会	委員長	月額 50,000円	教育委員会委員	月額 40,000円	
	委員	月額 40,000円			
(略)			(略)		
期日前投票所の投票立会人	日額 12,700円		期日前投票所の投票立会人	日額12,700円以内 で事務従事した時間 に相応した額	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

(可児市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 可児市特別職報酬等審議会条例(昭和39年可児町条例第32号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員に対する議員報酬及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について審議するため、可児市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員に対する議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について審議するため、可児市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>

(可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後														
<p>(趣旨及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の受ける給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	(略)		副市長	(略)	<p>(趣旨及び適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員（以下「職員」という。）の受ける給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 教育長</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;">644,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	(略)		副市長	(略)	教育長	644,000円
職名	給料月額														
(略)															
副市長	(略)														
職名	給料月額														
(略)															
副市長	(略)														
教育長	644,000円														

(可児市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 可児市職員の旅費に関する条例（昭和36年可児町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(船賃)</p>	<p>(船賃)</p>

<p>第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行にあつては、次に規定する運賃</p> <p>ア 市長及び副市長（以下「市長等」という。）については、中級（運賃の等級を2階級に区分する船舶にあつては、上級）の運賃</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行にあつては、次に規定する運賃</p> <p>ア 市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）については、中級（運賃の等級を2階級に区分する船舶にあつては、上級）の運賃</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正)

第6条 可児市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成23年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第24条の2第1項</u>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。）の教育委員会の委員としての任期中に限り、第1条から第5条までの規定による廃止又は改正前の各条例の規定（可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1中期日前投票所の投票立会人に係る報酬額の部分を除く。）は、施行日以後も、なお

その効力を有する。

議案第21号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の区分		額	事務の区分		額
種類	内容		種類	内容	
(略)			(略)		
11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行	(1) 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する適合証（以下この項において「適合証」という。）の添	(略)	11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行	(1) 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを	(略)

<p>に関する事務</p>	<p>付がある場合)</p>		<p>に関する事務</p>	<p>証する適合証（以下この項において「適合証」という。）の添付がある場合)</p>	
	<p>(2) 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に、適合証の添付がない場合）</p>			<p>(2) 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（市長が定めるものに限る。以下この項において「設計住宅性能評価書」という。）の添付がある場合)</p>	<p>1戸建ての住宅 1戸につき 22,000円</p> <p>1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの 1戸につき 62,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額</p> <p>5を超え10以下のもの 1戸につき 95,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額</p> <p>10を超えるもの 1戸につき 174,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額</p>
	<p>(3) (略)</p>			<p>(3) 法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（第1号及び第2号以外の場合）</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(略)</p>
				<p>(5) 法第8条第2項において準用する法第</p>	<p>1戸建ての住宅 1戸につき 11,000円</p>

	<p>5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による申請を除く。）に対する審査（当該申請に、設計住宅性能評価書の添付がある場合）</p> <p>1戸建ての住宅以外の住宅で、1棟の戸数が5以下のもの1戸につき31,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額</p> <p>5を超え10以下のもの1戸につき47,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額</p> <p>10を超えるもの1戸につき87,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額</p>
<p>(4) 法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による申請を除く。）に対する審査（当該申請に、適合証の添付がない場合）</p>	<p>(6) 法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による申請を除く。）に対する審査（第4号及び第5号以外の場合）</p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 1～6 (略)</p>	<p>備考 1～6 (略)</p>

第2条 可児市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第2条関係）

事務の区分		額
種類	内容	
(略)		
6 建築	(略)	
基準法 (昭和 25年法 律第201 号。以 下この 項にお いて「 法」と いうの の施行 に關す る事務	(2) 法第6条第1項の 規定による建築物の 計画変更確認の申請 又は法第18条第2項 の規定による建築物 の計画変更の通知に 対する審査	(略)
	(3) 法第6条第5項及 び法第18条第4項に 規定する構造計算適 合性判定	1件につき国土交通大 臣の認定を受けたプロ グラムによるものによ って安全性を確かめた もの 108,000円 その他のもの 157,000 円
	(4) 法第7条第1項の 規定による建築物の 建築工事の完了の検 査の申請又は法第18 条第14項の規定によ る建築物の建築工事 の完了の通知に対す る審査	(略)
	(5) (略)	
	(6) (略)	
	(7) 法第88条第1項に おいて準用する法第 7条第1項の規定に よる工作物の築造工 事の完了の検査の申 請又は法第88条第1 項において準用する 法第18条第14項の規 定による工作物の築	

別表（第2条関係）

事務の区分		額
種類	内容	
(略)		
6 建築	(略)	
基準法 (昭和 25年法 律第201 号。以 下この 項にお いて「 法」と いうの の施行 に關す る事務	(2) 法第6条第1項の 規定による建築物の 計画変更確認の申請 又は法第18条第2項 の規定による建築物 の計画変更の通知に 対する審査	(略)
	(3) 法第7条第1項の 規定による建築物の 建築工事の完了の検 査の申請又は法第18 条第16項の規定によ る建築物の建築工事 の完了の通知に対す る審査	
	(4) (略)	
	(5) (略)	
	(6) 法第88条第1項に おいて準用する法第 7条第1項の規定に よる工作物の築造工 事の完了の検査の申 請又は法第88条第1 項において準用する 法第18条第16項の規 定による工作物の築	

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">造工事の完了の通知 に対する審査</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(8) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(9) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(10) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(11) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(12) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(13) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(14) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(15) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(16) (略)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>第11項各号の申請に係る計画に建築基準法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合は、第11項に規定する手数料の額に第6項第3号に規定する手数料と同額を加算する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>第12項各号の申請に係る計画に建築基準法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物が含まれている場合は、第12項に規定する手数料の額に第6項第3号に規定する手数料と同額を加算する。</u></p>	造工事の完了の通知 に対する審査	(8) (略)	(9) (略)	(10) (略)	(11) (略)	(12) (略)	(13) (略)	(14) (略)	(15) (略)	(16) (略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">造工事の完了の通知 に対する審査</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(7) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(8) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(9) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(10) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(11) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(12) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(13) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(14) (略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(15) (略)</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	造工事の完了の通知 に対する審査	(7) (略)	(8) (略)	(9) (略)	(10) (略)	(11) (略)	(12) (略)	(13) (略)	(14) (略)	(15) (略)
造工事の完了の通知 に対する審査																					
(8) (略)																					
(9) (略)																					
(10) (略)																					
(11) (略)																					
(12) (略)																					
(13) (略)																					
(14) (略)																					
(15) (略)																					
(16) (略)																					
造工事の完了の通知 に対する審査																					
(7) (略)																					
(8) (略)																					
(9) (略)																					
(10) (略)																					
(11) (略)																					
(12) (略)																					
(13) (略)																					
(14) (略)																					
(15) (略)																					

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第2項の規定は、平成27年6月1日（以下「第2条施行日」という。）から施行する。
- 2 第2条施行日前の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第22号

可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和62年可児市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第5条 (略)	(職員) 第5条 (略) <u>(保育料)</u> 第6条 <u>第3条第1項の規定により入所を承認した児童の保育に要する費用（以下「保育料」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第2号に基づき、児童の年齢、保育の必要量等に応じて別表で定める額を限度として規則で定める。</u> 2 <u>保育料は、当月分を当月の末日までに納入しなければならない。ただし、12月分については12月25日までに納入しなければならない。</u> 3 <u>前項に規定する日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、当該日後の直近の休日等以外の日ま</u>

(利用料)

第6条 第3条第2項の規定により入所を承認した児童に係る保育料（以下「利用料」という。）は、法第51条第1号の3に規定する保育費用とする。

2 利用料は、当月分を当月の末日までに別に定めるところにより納入しなければならない。ただし、4月分については5月末日、5月分については6月15日、12月分については12月25日までにそれぞれ納入しなければならない。（その日が土曜日又は民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い民法第142条に規定する休日又は土曜日でない日とする。）

(利用料の減免等)

第7条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、利用料の全部若しくは一部を免除し、又は前条第2項に規定する利用料の納期限を延長することができる。

でに納入するものとする。

(利用料)

第7条 第3条第2項の規定により入所を承認した児童の保育に要する費用（以下「利用料」という。）は、法第45条に規定する基準を維持するために要する費用とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、利用料の納入について準用する。

(保育料及び利用料の減免)

第8条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、保育料及び利用料を減免することができる。

(延長保育)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、第3条の規定により入所を承認した児童に対し、通常の保育時間を超えて行う保育（以下「延長保育」という。）を実施することができる。

2 延長保育に要する費用（以下「延長保育料」という。）は、1人につき30分当たり50円を徴収する。ただし、保育時間に30分未満の端数が生じた場合は、当該端数は30分として計算する。

(延長保育料の減免)

<p>(管理の原則) <u>第8条</u> (略)</p> <p>(委任) <u>第9条</u> (略)</p>	<p><u>第10条</u> 市長は、延長保育を行う児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、延長保育料を減免することができる。</p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合</u></p> <p>(2) <u>災害その他特別の理由により必要があると市長が認める場合</u></p> <p>(管理の原則) <u>第11条</u> (略)</p> <p>(委任) <u>第12条</u> (略)</p>
--	---

附 則
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	月額保育料（円）	
	3歳未満児	3歳以上児
保育標準時間	62,300	30,300
保育短時間	60,000	29,000

備考

- 1 この表における「3歳未満児」とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施がなされた日の属する年度の初日において満3歳に達していない児童をいい、「3歳以上児」とは、当該日において満3歳に達している児童をいう。
- 2 この表における「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により、保育の利用について1箇月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）とされるものをいい、「保育短時間」とは、同項の規定により、保育の利用について1箇月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）とされるものをいう。

議案第23号

可児市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

可児市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市保育の実施に関する条例を廃止する条例

可児市保育の実施に関する条例（昭和62年可児市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第24号

可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

可児市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市介護保険条例の一部を改正する条例

可児市介護保険条例（平成12年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成24年度から平成26年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>14,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,160円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58,800円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者。ただし、同号イに掲げるものについて</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>40,560円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,680円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> <u>53,040円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,400円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>68,640円</u></p>

は、合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が125万円未満であるもの
67,620円

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者
で、次のいずれかに該当するもの
73,500円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満であるもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）
であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの
（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）
であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの
（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 74,880円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号

第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 令第39条第1項第6号に掲げる者で、次のいずれかに該当するもの
88,200円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であるもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 令第39条第1項第6号に掲げる者で、次のいずれかに該当するもの
97,020円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であるもの

イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 90,480円

ア 合計所得金額が200万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 93,600円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1))に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者
102,960円

ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満である者であり、かつ、前各

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 令第39条第1項第6号に掲げる者で、次のいずれかに該当するもの
105,840円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であるもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者
106,080円

ア 合計所得金額が500万円以上600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者
112,320円

ア 合計所得金額が600万円以上700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(10) 令第39条第1項第6号に掲げる者
で、次のいずれかに該当するもの
111,720円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000
万円未満であるもの

イ 要保護者であって、その者が課さ
れる保険料額についてこの号の区分
による額を適用されたならば生活保
護法による保護を必要としない状態
となるもの（令第39条第1項第1号
イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）
に該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者
115,440円

ア 合計所得金額が700万円以上800万
円未満である者であり、かつ、前各
号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課さ
れる保険料額についてこの号の区分
による額を適用されたならば生活保
護法による保護を必要としない状態
となるもの（令第39条第1項第1号
イ（同号イ(1)に係る部分を除
く。）、次号イ、第15号イ又は第16
号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者
118,560円

ア 合計所得金額が800万円以上900万
円未満である者であり、かつ、前各
号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課さ
れる保険料額についてこの号の区分
による額を適用されたならば生活保
護法による保護を必要としない状態
となるもの（令第39条第1項第1号
イ（同号イ(1)に係る部分を除
く。）、次号イ又は第16号イに該
当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者
121,680円

ア 合計所得金額が900万円以上1,000
万円未満である者であり、かつ、前
各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課さ
れる保険料額についてこの号の区分
による額を適用されたならば生活保
護法による保護を必要としない状態
となるもの（令第39条第1項第1号
イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）

(11) 令第39条第1項第7号に掲げる者
117,600円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

又は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者
124,800円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば生活保護法による保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(同号イ(1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者
137,280円

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1号被保険者のうち次に掲げる区分のいずれかに該当し、かつ、資産等を活用してもなお生活が困窮している状態にある者であること。

ア 第2条第1号に該当する者(令第39条第1項第1号ロに該当する者を除く。)で次に該当するもの 保険料の賦課期日(当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日)現在のすべての世帯員の前年の収入金額の合算額(以下「前年の世帯収入金額」という。)が世帯員数が2人までは60万円以下、世帯員数が3人以上の場合にあっては1人を増すごとに60万円に17万5,000円を加算した金額以下である世帯に属する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者(以下「市町村民税課税者」という。)と生計を一にする者又は市町村民税課税者の扶養控除対象者を除く。次号において同じ。)

イ 第2条第2号又は第3号に該当する者で次に該当するもの 前年の世帯収入金額が世帯員数が2人までは120万円以下、世帯員数が3人以上の場合にあっては1人を増すごとに120万円に35万円を加算した金額以下である世帯に属する者

2及び3 (略)

(保険料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1号被保険者のうち次に掲げる区分のいずれかに該当し、かつ、資産等を活用してもなお生活が困窮している状態にある者であること。

ア 第2条第1号に該当する者(令第39条第1項第1号ロ及びハに該当する者を除く。)で次に該当するもの 保険料の賦課期日(当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日)現在のすべての世帯員の前年の収入金額の合算額(以下「前年の世帯収入金額」という。)が世帯員数が2人までは60万円以下、世帯員数が3人以上の場合にあっては1人を増すごとに60万円に17万5,000円を加算した金額以下である世帯に属する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税が課されている者(以下「市町村民税課税者」という。)と生計を一にする者又は市町村民税課税者の扶養控除対象者を除く。次号において同じ。)

イ 第2条第1号(令第39条第1項第1号ハに係る部分に限る。)、第2号又は第3号に該当する者で次に該当するもの 前年の世帯収入金額が世帯員数が2人までは120万円以下、世帯員数が3人以上の場合にあっては1人を増すごとに120万円に35万円を加算した金額以下である世帯に属する者

2及び3 (略)

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及びその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得について地方税法第317条の2第1項の申告書（第1号被保険者本人又はその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第3項の公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する申告書の提出のない第1号被保険者の保険料率については、第2条第4号の規定を適用することができる。

付 則

第4条 (略)

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況及びその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得について地方税法第317条の2第1項の申告書（第1号被保険者本人又はその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者が同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

2 前項に規定する申告書の提出のない第1号被保険者の保険料率については、第1号被保険者本人及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税の状況に応じて、第2条の規定を適用することができる。

付 則

第4条 (略)

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第5条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業につい

ては、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、平成28年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第2条、第4条、第9条及び第10条第2項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の軽減措置)

第3条 この条例による改正後の第2条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、改正後の第2条第1号の規定にかかわらず、28,080円とする。

議案第25号

可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する認知症対応型通所介護、第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は同条第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う。</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する認知症対応型通所介護、<u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護を行う。</u></p>
<p>(利用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、利用者が法</u></p>

<p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p><u>第49条の2又は第59条の2に規定する者に該当する場合の利用料の額は、前項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の20に相当する額とする。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条第3項の規定は、平成27年8月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

議案第26号

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

可児市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年可児市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防支援を提供した日から5年間</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定介護予防支援を提供した日から5年間</p>

保存しなければならない。

- (1) 第33条第13号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ (略)
エ 第33条第14号の規定による評価の結果の記録
オ 第33条第13号に規定するモニタリングの結果の記録

3 第18条の規定による市への通知に係る記録

4 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

5 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(11) (略)

保存しなければならない。

- (1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア～ウ (略)
エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録
オ 第33条第14号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1)～(11) (略)
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護

予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1箇月に1回、聴取しなければならない。

(13) (略)

(14) (略)

(15) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア (略)

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をい

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1箇月に1回、聴取しなければならない。

(14) (略)

(15) (略)

(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア (略)

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所

う。)又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(16) (略)

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ (略)

(17) (略)

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報

の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第27号

可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成24年可児市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第9条 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する認知症対</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第9条 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する認知症対</p>

応型通所介護をいう。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護をいう。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第19項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針)

第12条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第20項に規定する計画をいう。)に基づ

応型通所介護をいう。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護をいう。)の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居(法第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の基本方針)

第12条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第21項に規定する計画をいう。)に基づ

き、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針)

第13条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第21項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2及び3 (略)

(指定複合型サービスの基本方針)

第15条 指定複合型サービス（指定地域密

き、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本方針)

第13条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第8条第22項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2及び3 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)

第15条 指定看護小規模多機能型居宅介護

着型サービスに該当する複合型サービスをいう。)の事業は、法第74条の規定に基づき岐阜県が条例で定める訪問看護の基本方針及び第10条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第18条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第17項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスで、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業は、法第74条の規定に基づき岐阜県が条例で定める訪問看護の基本方針及び第10条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針)

第18条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居(法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第11条、第12条第1項及び第13条第1項の改正規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第1条第6号に定める日から施行する。

議案第28号

可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市民の歯と口腔の健康づくり推進条例

歯と口腔の健康は、食事や会話を楽しむなどの生活の質の向上のほか、生活習慣病の予防等、全身の健康の保持増進にも重要な役割を果たしています。そこで、市民一人一人が日常生活において自ら進んで歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療を行う等口腔の健康を保持し、かつ、より良い口腔機能の獲得、維持及び回復（以下「歯と口腔の健康づくり」という。）の推進に取り組むとともに、市全体として歯と口腔の健康づくりに関する施策を実施していくことが不可欠です。ここに、「みんなで達成8020」を目標とし、すべての市民が歯と口腔の健康を通して生涯にわたり豊かな暮らしができるまちづくりを目指して、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、市民の歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市、市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医師等 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導（以下「歯科医療等」という。）に係る業務に従事する者をいう。
- (2) 保健医療関係者等 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等に関連する分野に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 8020運動 80歳になっても自らの歯を20本以上保つことを目的とした取組をいう。
- (4) 口腔ケア等 歯、歯肉、舌、義歯等に付いた歯垢等の除去その他口腔衛生の確保並びに摂食、嚥下、呼吸、会話等の口腔機能の維持及び増進のための機能訓練をいう。

（基本理念）

第3条 歯と口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進

に欠くことのできないものであって、子どもの健やかな成長、生活習慣病の予防、寝たきりの状態の防止等に資するものであることに鑑み、次の各号に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたり自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり歯と口腔の健康づくりのための適切かつ効果的な歯科医療等を受けることができる環境を整備すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等に関連する分野における施策との相互の連携を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、歯と口腔の健康づくりの推進に当たっては、歯科医師等及び保健医療関係者等との連携及び協力を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を自ら深め、歯科疾患を予防するとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受け、及び必要に応じて歯科医療等を受けることにより、生涯にわたり歯と口腔の健康づくりに努めるものとする。

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師等は、基本理念にのっとり、保健医療関係者等との連携及び協力を図り、市民への適切かつ効果的な歯科医療等を提供するとともに、市が行う歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者等の責務)

第7条 保健医療関係者等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、相互に連携を図りながら市が行う歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 市内に住所を有する事業者は、その事業所内で雇用する従業員の歯科検診及び歯科医療等を受ける機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 市長は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次の各号に掲げる基本的な施策を実施するものとする。

- (1) 妊婦を対象とした歯科疾患の予防対策を推進し、母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図ること。
- (2) むし歯又は歯肉炎の罹患率が高まる幼児期及び学齢期にある者に対して、科学的根拠に基づくむし歯及び歯肉炎の予防対策並びに健康教育を推進すること。
- (3) 歯周病の罹患率が高まる成人期にある者に対して、歯周病の予防対策等を推進すること。
- (4) 高齢期における口腔機能の低下による誤嚥性肺炎、窒息事故等を防止するため、口

腔機能の維持及び向上を図ること。

- (5) 障がい者を有する者、介護を必要とする者等であって、定期的に歯科検診、歯科医療等又は口腔ケア等を受けることが困難なものに対して、訪問による歯科検診、歯科医療等及び口腔ケア等を推進すること。
- (6) 歯と口腔の健康づくりの観点からの食育の実施及び禁煙の推進並びに糖尿病、がんその他の生活習慣病の予防を図ること。
- (7) 災害発生時における正常な口腔機能の確保に必要な体制の確立及び平常時における災害に備えた当該体制の整備を図ること。
- (8) 生涯にわたる歯と口腔の健康づくりについての関心及び理解を深め、かつ、歯と口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進するため、8020運動を推進すること。
- (9) 歯科医療等及び歯科検診を受けることの必要性に関する情報の普及及び啓発を推進すること。
- (10) 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の効果的な実施に資する調査及び研究を推進すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策を推進すること。

(基本的な計画)

第10条 市長は、前条に規定する施策を計画的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づく可児市健康増進計画において、当該施策の実施に関する計画を定めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている可児市健康増進計画における歯と口腔の健康づくりに関する計画については、第10条の規定に基づき定められた計画とみなす。

議案第29号

可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、工場立地法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域の範囲における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
法第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域	可児市姫ヶ丘	100分の5以上	100分の10以上

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

第2条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日において現に設置され、又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表に規定する区域の範囲内に存する

場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表に規定する割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、法準則備考第1項第2号及び第3号の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

- 2 法準則別表第1の業種の区分欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表に規定する区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表に規定する割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定については、法準則備考第3項第1号及び第2号の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「0.2」とあるのは「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは「0.1」と読み替えるものとする。

議案第30号

可児市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市道路占用料徴収条例（昭和57年可児市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号に掲げる占用物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を免除することができる。</p> <p>(1) <u>法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共的団体又は電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第8号</u>に規定する電気事業者が設置する架空の電線</p> <p>(6)～(16) (略)</p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号に掲げる占用物件に係る占用料について特に必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を免除することができる。</p> <p>(1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共的団体又は電気事業法（昭和39年法律第170号）<u>第2条第1項第10号</u>に規定する電気事業者が設置する架空の電線</p> <p>(6)～(16) (略)</p>
<p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第5条 占用料は、<u>法第32条第1項若しく</u></p>	<p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第5条 占用料は、<u>法第32条第1項又は第</u></p>

は第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議をし、その同意をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議をし、その同意をした日から1箇月以内一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度4月30日までに当該年度分を徴収するものとする。

3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可をした日から1箇月以内一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。

別表（第2条関係）

占有物件		単位	(略)
(略)			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	(略) その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで一時表示面積1平方メートルにつき1月） あるものを除く。） （略）	（略）	
	旗ざお	（略） その他1本につき1月 のもの	
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	（略） その他その面積1平方メートルにつき1月	
	アーチ	（略）1基につき1月	
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設			
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号	(略)	(略)	

別表（第2条関係）

占有物件		単位	(略)
(略)			
法第32条第1項第6号に掲げる施設	(略) その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1箇月	
道路法施行令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで一時表示面積1平方メートルにつき1箇月） あるものを除く。） （略）	（略）	
	旗ざお	（略） その他1本につき1箇月 のもの	
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	（略） その他その面積1平方メートルにつき1箇月	
	アーチ	（略）1基につき1箇月	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1箇月	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号	(略)	(略)	

に掲げる施設及 び自動車駐車場			に掲げる施設及 び自動車駐車場		
令第7条第8号に掲げる器具			令第7条第12号に掲げる器具		
令第7条第10号 に掲げる休憩 所、給油所及び 自動車修理所	(略)		令第7条第13号 に掲げる休憩 所、給油所及び 自動車修理所	(略)	
備考 (1)～(4) (略) (5) Aは、近傍類似の土地（ <u>令第7条第10号</u> に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。			備考 (1)～(4) (略) (5) Aは、近傍類似の土地（ <u>令第7条第13号</u> に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

氏 名	住 所
川合 素子	可児市緑ヶ丘二丁目213番地 1

議案第32号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第33号

訴えの提起について

滞納学校給食費の支払いを求める訴えを次のとおり提起する。

平成27年2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

1 相手方

2 訴えの趣旨

滞納学校給食費の支払いを求める。

3 訴訟の方針

必要がある場合は、和解及び上訴をすることができるものとする。

議案第34号

可児市土地開発公社定款の変更について

可児市土地開発公社定款を次のとおり変更する。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市土地開発公社定款の一部を改正する定款

可児市土地開発公社定款（昭和48年岐阜県指令地第909号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(理事会の議決事項)</p> <p>第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資産)</p> <p>第19条 この土地開発公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第21条 この土地開発公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに可</p>	<p>(理事会の議決事項)</p> <p>第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、<u>キャッシュ・フロー計算書</u>及び事業報告書</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(資産)</p> <p>第19条 この土地開発公社の資産は、基本財産とする。</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(財務諸表)</p> <p>第21条 この土地開発公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、<u>キャッシュ・フロー計算書</u>及び事業報告書を作成し、監事の監</p>

児市長に提出しなければならない。

査を経て5月31日までに可児市長に提出
しなければならない。

附 則

この定款は、岐阜県知事の認可のあった日から施行する。

議案第35号

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

平成27年 2月23日提出

可児市長 富田 成輝

記

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
5399号線	可児市川合字西野	
	可児市川合字西野	
5400号線	可児市川合字西野	
	可児市川合字西野	
5401号線	可児市川合字西野	
	可児市川合字西野	
5402号線	可児市川合字西野	
	可児市川合字西野	
5403号線	可児市川合字西野	
	可児市川合字梅白	
6150号線	可児市土田字渡	
	可児市土田字渡	